

管理 No.	K178
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 都市整備部 建築指導課
(指導係 / 内線:3413)

根拠区分	法律 一条例一	
許認可等の名称	低層住居専用地域内の高さ制限の例外認定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
	根拠規定条項	第 55 条第 2 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)
	基準規定条項	施行令第 130 条の 10
	審査基準	昭和 59 年 4 月 19 日 住街発第 35 号 (第一種住居専用地域内における三階建住宅の高さ制限の緩和について)
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 60 日程度	
本票の作成日	平成 28 年 3 月 1 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	